

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. (A2)訪問型サービスサービスコード表 | P 1 |
| 2. (A6)通所型サービスサービスコード表 | P 2 |
| 3. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 | P 4 |

※ 変更は 黄色 新規は オレンジ で色分けしています。

訪問型サービスサービスコード表

※1単位の単価=10.21円

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割		日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割		日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ロ 初回加算		200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算(月1回限度)		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

通所型サービスサービスコード表

※1単位の単価＝10.14円

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	
A6	1122	通所型サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119	1日につき	
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定 減算	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型サ ービスを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)					
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176 単位加算		176
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144 単位加算		144
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算		24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算		48
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等特定処遇 改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	カ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

介護予防ケアマネジメントサービスコード表
 ※1単位の単価=10.21円

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 442 単位		442 単位	1月につき		
AF	2112	介護予防ケア高齢者虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		438	
AF	2113	介護予防ケア虐待防止・業務継続計画減算		4 単位減算	業務継続計画未策定減算 4 単位減算		434 単位	434
AF	2114	介護予防ケア業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4 単位減算		438 単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300		
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	300		